

令和 3 年度福岡市保健福祉審議会 障がい者保健福祉専門分科会
(第 3 回) 議事録

第 1 開催日時等

- 1 日時 令和 3 年 11 月 25 日 (木) 16 時～17 時 00 分
- 2 場所 天神スカイホール メインホール A
- 3 会議次第
 - (1) 開 会
 - (2) 報 告

第 5 期福岡市障がい福祉計画 (最終報告) について

事務局：お忙しい中にご出席ご参加を賜り、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから第 3 回福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会を開催させていただきます。私は本分科会の事務局を担当いたします保健福祉局障がい者部長です。どうぞよろしくお願いいいたします。

本日も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式での開催とさせていただいております。オンライン参加の皆さまへのお願いがございます。カメラは原則としてオンにさせていただくとともに、発言時以外のマイクにつきましてはミュート、停止ということで、カメラはオンにさせていただいてマイクのほうはオフということでご協力をいただきますようお願いいたします。

会議の進行は、お時間の関係で 17 時まで約 1 時間を予定しておりますけれども、議事進行にご協力を賜りますようお願いをいたします。

まず本日の出席委員数でございます。委員総数 13 名のうち、11 名のご出席をいただいております。お手元の座席表では 3 人の委員の皆さまがご来場なされる予定でしたけれども 1 名がオンライン参加に変わりましたのでお知らせをいたします。また本日の出席委員数は、定足数であります過半数に達しておりますので、福岡市保健福祉審議会条例第 7 条第 9 項の規定により、本日の会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。

また、福岡市情報公開条例に基づき、本審議会は原則公開となっておりますのでご承知おき願います。

それでは、事前に送付させていただきました資料の確認をお願いいたします。上から「会議次第」「委員名簿」「座席表」「第 5 期福岡市障がい福祉計画の最終報告」、そして参考として前計画の「第 5 期福岡市障がい福祉計画」でございます。資料はおそろいでいらっしゃいますでしょうか。

次に、会議次第についてのご説明をさせていただきたいと思っております。その前に 1 点、御礼を申し上げます。昨年から皆さま方にご審議いただいていた第 6 期の計画を、先日策定いたしました。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

それではお手元の会議次第をご覧ください。本日は報告事項として、「第 5 期福岡市障がい福祉計画の最終報告」の 1 件となっております。このため本日は第 5 期計画の期間であります平成 30 年度から令和 2 年度の 3 年間の取り組みについて、ご報告をさせていただきたいと考えております。

それではこれより先の議事進行につきましては、福岡市保健福祉審議会条例第7条第9項の規定により、会長に議長を務めていただきます。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会長：事務局から説明がありましたが、本日は報告事項1件となっております。前回の計画、第5期福岡市障がい福祉計画の最終報告になります。現在の第6期の計画については、今年6月に答申案を取りまとめて、7月に市長に対して答申しておりますので、この3年間で設定した目標に対して順調に進んだかなどについて第5期計画のご確認をいただければと思っております。

それでは早速ですが、「第5期福岡市障がい福祉計画の最終報告」について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：障がい企画課長です。

第5期福岡市障がい福祉計画の最終報告でございます。福岡市障がい福祉計画は、障がい者総合支援法に基づいて作成した福岡市の市町村障がい福祉計画でございます。第5期計画は、国や福岡県の計画、福岡市保健福祉総合計画、福岡市子ども総合計画などとの整合性を考慮しながら、平成30年4月に策定し、平成30年度から令和2年度までの3年間で計画期間としたものでございます。

内容としましては、「全ての国民が障がいの有無に関わらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という障害者総合支援法の理念を実現するために、国の定める基本指針に則し、地域における必要な障がい福祉サービスが計画的に提供されるよう数値目標の設定やサービス需要を見込むとともに、サービス提供のための体制の確保や推進のための取り組みを定めたものでございます。

毎年、障がい者保健福祉専門分科会において、前年度までの実績また実績に対する評価、改善策について報告してまいりました。昨年度が第5期計画の最終年度でございましたので、今回は第5期計画の最終報告となります。

それでは資料の表紙をめくった1ページ目、A3の「第5期福岡市障がい福祉計画の最終報告」をご覧ください。Zoomについては投影させていただいております。

第5期計画の目標と実績を踏まえた評価について、目標ごとに評価を朱書きで記載しております。

評価の基準につきましては、資料の右下に記載しておりますとおり、◎は「順調」、○は「概ね順調」、△は「やや遅れている」、×は「遅れている」としております。数値目標のあるものについては、その達成率が「100%以上」のものを◎、「90%以上」のものを○、「80%以上」のものを△、「80%未満」のものを×の評価としております。なお、今回は△の該当項目はございませんでした。

また、目標ごとに評価をまとめており、計画全体としては総括として一番下にまとめております。

それでは、順番に説明をさせていただきます。なお、2ページ目以降については第5期計画の対象期間である平成30年度から令和2年度までの、年度ごとの進捗の評価等をまとめたものや、障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量および実績について記載しているものですので、適時ご参照いただければと思います。

では、1ページのA3の資料をご覧ください。まず、基本指針の目標1、「福祉施設の入

所者の地域移行への移行」についてでございます。目標として項目が2つあり、1つ目は「①地域生活に移行する者の数」でございます。目標の設定に際しては、国の指針において「平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとする」とされていたこと、また福岡市では毎年約30人程度が入所施設から地域移行しているという実績を踏まえ、福岡市としましては、平成28年度末時点の施設入所者1,299人のうち、7%に当たる91人以上を地域に移行するものとして設定いたしました。

しかし、目標91人以上に対しまして、令和2年度末の実績は55人で、達成率としては60.4%であり80%を下回っているため、評価としては×の「遅れている」としております。

2つ目は「②施設入所者の減少数」でございます。この項目は国の指針において施設入所者数について、「平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する」とされていましたが、福岡市としましては地域生活移行等による入所者数の削減が見込まれる一方で、新たな入所者数の増もあり、これまでの実績等も踏まえて数値目標は設定しないこととしております。従いまして、「評価対象外」としております。

これらを踏まえた目標1の評価としましては、地域生活への移行者数については目標を下回っておりますが、地域移行の受け皿となるグループホームの設置は進んでおり、毎年の7月1日現在の数で見ますと、平成30年度の132に対し、令和2年度は180と増えており、また利用実績につきましても、平成30年度の1,024人に対し、令和2年度は1,331人と大幅に増加しております。

続きまして基本指針の目標2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について」です。目標として項目が3つございます。

1つ目は「①市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置すること」でございます。この項目は、「全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする」との国の指針を踏まえ、目標を設定しております。

こちらにつきましては平成30年4月に、福岡市障がい者等地域生活支援協議会の専門部会として精神障がい者に対応した地域包括ケアシステム検討部会を設置しているため、評価としては◎の「順調」としております。

2つ目は、「②精神病床における1年以上の長期入院患者数」でございます。この項目は年齢階級別の推計人口や、どれだけの人が入院による医療を受けたかを示す入院受療率、また地域の実情を加味した国の示す計算式に基づき設定するという国の指針に基づき、福岡市では福岡県が障がい福祉計画において設定した目標である1万189人に平成26年における県内の長期入院者のうち福岡市の長期入院患者の割合である18.5%を乗じて、目標を算定しております。

目標は、長期入院患者数を1,886人以下にすることに対して、令和2年度の実績は1,992人とやや上回っておりまして、達成率としては94.7%でしたので、評価としては○の「概ね順調」としております。

3つ目は「③精神病床における早期退院率」でございます。この項目は①入院後3か月時点や②入院後6か月時点、③入院後1年時点の退院率を、国の指針に基づき目標を設定しております。実績値につきましては、現時点で厚生労働省が平成30年度時点以降のデータを公表していないため、「評価対象外」としております。

よって、これらを踏まえた目標 2 の評価としましては、長期入院患者数については目標値をやや下回っているものの、精神障がい者の地域移行に関する研修会や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する出前講座を行うなどの取り組みにより、年々減少傾向にあります。関係者による協議の場となる精神障がい者に対応した地域包括ケアシステム検討部会は早い段階で設置し、支援体制のあり方や必要な取り組み等の協議を行うなど、地域包括ケアシステムの構築を推進したとしております。

続きまして、基本指針の目標 3「地域生活支援拠点等の整備」についてでございます。目標の設定に際しましては、「地域生活支援拠点等について各市町村、または各圏域に少なくとも 1 つ整備することを基本とする」との国の方針、および福岡市障がい者等地域生活支援協議会の提言を踏まえ、福岡市では地域生活支援拠点等として必要な機能を確保する体制を各区に整備するとして、目標を 7 区に整備すると設定しておりました。

実績といたしましては、平成 30 年度にこれらの機能を確保する体制を 7 区に整備したため、評価としましては◎の「順調」としております。

これらを踏まえた目標 3 の評価としましては、既に設置済みである市障がい者基幹相談支援センター、7 区 14 カ所の区障がい者基幹相談支援センターのほか、緊急時の受け入れ対応を行う拠点事業の選定などにより、平成 30 年度に国の示す拠点整備に必要な 5 つの機能を全て確保するとともに、福岡市障がい者等地域生活支援協議会の専門部会である地域生活支援拠点等整備検討部会におきまして、障がい者のさまざまなニーズに対応するために地域生活支援拠点等について定期的に評価するなど、地域生活支援拠点等の整備を推進したとしております。

続きまして、目標 4 の「福祉施設から一般就労への移行等」についてでございます。項目が 2 つあり、目標としては 4 つ設定されております。

1 つ目は、「①就労移行支援事業所等を通じて、令和 2 年度中に一般就労する者の数」でございます。目標の設定に際しましては、「就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする」との国の指針に基づきまして、福岡市としましては平成 28 年度の一般就労への移行実績 243 人の 1.5 倍である 365 人を、就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者の数として設定しております。

目標 365 人に対しまして、令和 2 年度の実績は 435 人と上回っております。評価としては◎の「順調」としております。

2 つ目は、「②就労移行支援事業の利用者数等」でございます。こちらは 3 つの目標を設定してあります。

まずアの「就労移行支援事業の利用者数」につきましては、就労移行支援事業の利用者数を「平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す」とする国の指針を踏まえ、福岡市としましては平成 28 年度末における就労移行支援事業の利用者数が 680 人であったので、2 割増加の 816 人を目標として設定いたしました。目標 816 人に対し令和 2 年度の実績は 763 人で、やや下回りましたが、達成率としては 93.5%と 80%を超えたため、評価としては○の「概ね順調」としてあります。

次に、イの「就労移行支援事業所ごとの就労移行率」につきましては、「就労移行支援事業所のうち、就労率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す」とする国の指針に基づき、目標を設定してあります。

目標の 50.0%に対し、令和 2 年度の実績は 74 の事業所のうち 35 の事業所において利用者の就労移行率が 3 割を超えたため、47.3%となり、やや目標を下回っております。達成率としては 94.6%と 80%を超えているため、評価としては○の「概ね順調」としております。

次にウの「就労定着支援による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率」につきましては、「就労定着支援事業所が支援を開始した日から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする」という国の指針に基づき、目標を設定しております。目標が 80.0%に対し、令和 2 年度の実績が 83.7%と上回ったため、評価は◎の「順調」としてしております。

これらを踏まえた評価といたしましては、就労移行支援事業の利用者数や就労移行率などは、新型コロナウイルス感染症の影響もあり目標をやや下回った項目もありますが、福祉施設から一般就労への移行者数を増やすという一番の目標は大幅に達成しております。今後もより多くの一般就労および就労定着に向けた支援の場を提供できるよう、引き続き新規の就労移行支援等の事業所の指定および運営指導を適切に行うとともに、在宅でのサービス提供も含め、事業所運営が適正に行われるよう適宜指導することなどにより、福祉施設から一般就労を推進していくこととしております。

最後に、目標 5 の「障がい児支援の提供体制の整備等」についてでございます。項目が 3 つあり、目標としては 5 つ設定されております。

1 つ目が、「①重層的な地域支援体制の構築」でございます。こちらは 2 つの目標を設定しております。

まず、アの「児童発達支援センターの設置」につきましては、「児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする」との国の指針および過去の整備実績を踏まえて、福岡市では目標を 12 カ所設置することと設定しております。令和 2 年度の実績としては、12 カ所設置しているため、評価としては◎の「順調」としております。

次に、イの「保育所等訪問支援を実施できる事業所数」につきましては、「全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする」との国の指針および過去の整備実績を踏まえて、福岡市では目標を 12 カ所に設定しております。令和 2 年度の実績として 20 カ所を設置しているため、評価としては◎の「順調」としております。

2 つ目が、「②重症心身障がい児等への支援体制確保」でございます。こちらは 2 つの目標を設定しております。

まず、アの「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数」につきましては、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする」との国の指針、および過去の整備状況を踏まえ、福岡市では目標を 2 カ所確保することと設定しております。令和 2 年度の実績は 8 カ所確保しているため、評価としては◎の「順調」としております。

次に、イの「主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所」につきましては、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする」との国の指針、および過去の整備実績を踏まえて、福岡市では目標を 6 カ所確保することに設定しており

ます。令和 2 年度の実績として 16 カ所確保しているため、評価としては◎の「順調」としております。

3 つ目は、「③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」でございます。「各都道府県、各圏域および各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする」との国の指針を踏まえて、目標を設定しております。こちらにつきましては保健・医療・障がい福祉・保育・教育の各分野の関係機関および関係部署から構成する福岡市医療的ケア児関係機関連絡会議を平成 30 年度に設置しているため、評価としては◎の「順調」としております。

以上のことから、評価としましては全ての目標が「達成」となっており、今後につきましては①の「重層的な地域支援体制の構築」については、児童発達支援センターの増設や保育所等訪問支援の周知に取り組むなど、支援体制をさらに強化し、「②重症心身障がい児等への支援体制確保」については、児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の指定および質の向上に取り組み、「③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」については、各分野における情報交換等を実施するなどにより、引き続き障がい児支援の提供体制の整備を進めていくこととしております。

最後に一番下、黄色の枠内に第 5 期計画の総括を書かせていただいております。評価対象の数値項目 13 項目のうち、12 項目が「順調」または「概ね順調」、1 項目が「遅れている」という評価になっております。

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」につきましては、関係者協議の場を設置し、地域生活支援拠点等として必要な機能を各区に整備しております。また、「障がい児支援の提供体制の整備」につきましては目標以上の実績となっており、障がい児者への支援体制の構築の取り組みが進んでいます。

「福祉施設から一般就労への移行」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響があったにも関わらず、一般就労する者の数につきましては目標を上回り、順調に進んでおります。

「精神病床の長期入院患者数」につきましては、目標をやや下回っているものの、関係者による協議の場を設置するとともに、保健・医療・福祉関係者向けの研修会を開催するなどの取り組みにより、年々減少傾向にあります。

一方で、「福祉施設入所者の地域生活への移行」につきましては、入所者の高齢化や障がいの重度化などにより目標を下回っておりますが、地域移行の受け皿となるグループホームの設置は進んでおり、利用実績も大幅に増加しております。今年 8 月に策定した第 6 期計画に基づき、今後も引き続き取り組みを強化していく必要があるとしております。説明は以上でございます。

会長：ご説明ありがとうございました。ただいま事務局からのご説明がありましたが、何かご意見やご質問はありませんでしょうか。

委員：ご説明ありがとうございました。

先ほどご説明いただいた 1 ページの (2) の「③精神病床における早期退院率」というところで、平成 30 年度以降のデータは厚労省が公表していないということで、その理由については恐らく 4 ページのところに詳しく書いてあると思うんですけど、これは本市単独では退院率を算出することはできないということで、29 年度以降の退院率については、

福岡・糸島圏域での数値となっていると書いてあります。福岡・糸島圏域では、数値的にはこの状況は改善傾向にあるのでしょうか。その点について教えていただければと思います。

会長：ありがとうございます。それでは事務局から回答をよろしく願いいたします。

事務局：保健予防課長です。ご質問ありがとうございます。

平成 29 年度以降の退院率につきましては、福岡・糸島圏域での数値となっているところでございますけれども、この数値につきましても国の公表ということになっておりますので、評価のほうはできかねております。公表されていませんので、判断しかねるところでございます。以上でございます。

会長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。

委員：分かりました。ちょっと関心があるところなので、しっかりそういったものが出てくることを今後期待したいと思います。

それから、もう 1 点いいですか。

会長：どうぞ。

委員：今回、どっちかというハード面の整備がしっかり行えたということでございますが、利用状況についても気になるところで、それは第 6 期にしっかりと今後計画を立てて実施していかれるということで、それに対してしっかり見守っていくというか、よろしくお願いしたいと思います。

それで資料の中の 17 ページに、各区に障がい者基幹相談支援センター、7 カ所できたわけなんですけど、この実績が 14 と 29 年以降、ずっと変わらないんですけど、これは箇所数ですか。いわゆる場所ということなんでしょうか。いわゆる相談支援の中での必須事業の箇所数なので、相談件数とは違うんですね？ 各区基幹相談支援センターの利用状況はどうなのかということをし少し教えていただければと思います。

会長：それではよろしく願いいたします。

事務局：障がい者支援課長です。よろしく願いいたします。

ご指摘のとおり、資料に記載させていただいているのは 14 カ所、箇所数でございます。利用状況、実績につきましては、この 3 カ年で申しますと 14 カ所の相談件数の実績の合計になりますが、平成 30 年度が 7 万 7,419 件の相談をお受けしております。令和元年度が 8 万 6,545 件、令和 2 年度が 8 万 7,099 件という状況で、相談件数は増加傾向にあるというふうに認識をしております。以上でございます。

会長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。

委員：分かりました。しっかりとした取り組みを行っていただいていると思います。大事な機関だと思いますので、利用者の方がいろんな意味でよくご相談いただくことが多いものですから、どこに相談したらいいかということで必ず区基幹支援相談センターにおつなぎしますので、今後も取り組みをしっかりと進めていただければと思います。以上で終わります。ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。その他ご質問、ご意見よろしく願いいたします。

委員：よろしく願いします。

この最終報告で、13 項目のうち、評価が○と◎とすごくたくさんあってよろしいかなと見てとれるところもあるんですけど、私は (3) の地域生活支援協議会の会長をしております

して、国の指針の考え方に沿って評価すると◎になるのか、例えば実態が福岡市民とか地域の人々から見て◎なのか、国から見て◎なのかというところが、福岡市の視点として◎なんだろうというふうに捉えていますけど、会長としてはちょっと◎は出せないなという自覚があるんです。

それはどういうところかという、基幹相談センターを7区に整備するというより、中身がちゃんと市民の困り感に沿って相談を受けているのか、生活実態に沿った支援をきちんと行っているかという点では、まだまだできていないようなところが見受けられてるんです。そういうところはどういうふうに消化したのかというのをお聞きしたいんですけど。

会長：ありがとうございます。

数値としては◎となっているんですが、実際の質的なところでいろんな評価がされているか等をご回答いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

事務局：障がい者支援課長です。ご意見ありがとうございます。

まず、どういった評価をしているのかということですが、この拠点等の整備のそもそもの目的といたしまして、「重度の障がいの方にも対応できる専門性をもって障がい当事者・家族の緊急事態にも対応できるようにしていく」ということが、この事業で求められていることでした。

このような目的に沿って、平成29年度から30年度にかけて、緊急対応のための拠点施設を確保し、平成29年度から区基幹相談支援センター14カ所を設置いたしまして、全ての障がいの方について緊急時は24時間相談対応が可能な体制としたということです。予定していた取り組みは実施したということでの、7区で必要な機能を整備したということを書かせていただいておりますが、ご意見を頂きましたように、やったからいいという問題ではないというのもそのとおりだというふうに思っております。

それで地域生活支援協議会の下に専門部会として、この拠点等の整備に関する部会も置いていただいておりますので、取り組み状況を随時ご報告させていただいて、どういふふうにもっと効果的なものにしていくかということについても、随時協議をしていきたいと考えております。引き続きよろしくお願いいたします。

会長：ご説明をいただきました。今後の協議の中で扱っていかないといけないことだと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：ありがとうございます。

会長：そのほかご意見、ご質問よろしくお願いいたします。

時間があれば私から1つだけ質問させていただきたいんですけど、1の①「施設入所者のうち地域生活に移行する者の数」というところで、目標は91人だったけど実績は55人というところで、その理由として1つは施設がある意味、最後のとりでになっているような重い方たちが増えてきているという解釈をされていると思いますが、もう1つ、急が増えているグループホームの入所者数はカウントされないと理解してよろしいでしょうか。

事務局：障がい福祉課長です。ご意見ありがとうございます。

今のご質問なんですけれども、地域の受け皿としてはグループホームというものが重要な存在になっておりますので、福岡市としてもその設置の促進というのには力を入れているところがございますが施設入所者としてはカウントされません。

会長：されないですよ。

事務局：はい。

会長：ということは、これまでもしかしたら施設に入所されていたかもしれない軽い方たちというのが、そちらに入所されないということで、だんだん施設入所というのは重い方中心になってくるということになりますよね。

事務局：はい。

会長：そうすると、いろいろ工夫しないと地域への移行というところが難しくなるだろうと予想できますので、今後その流れといいますか、地域にどんなふうに、家庭とか地域とか見取り図みたいなものも今後の議論等でお示しいただけると、大変ありがたいなと思います。ありがとうございました。

事務局：ありがとうございます。

会長：そのほかご意見、ご質問ございませんか。いかがでしょうか。

委員：私も最初のトピックスに関しまして教えていただきたいんですけども、今まで福祉施設に入所されていた方が、グループホームをよりたくさん作って、そちらに入れるようにというところだと理解したんですけども、グループホームの方は自宅ではなくてグループホームにお住まいになって、そこで過ごされるという認識でよろしいでしょうか。

その意味で、グループホームと福祉施設との大きな違いというところを教えてくださいましたらお願いします。

会長：どうもご質問ありがとうございます。それではよろしく願いいたします。

事務局：障がい福祉課長です。

まず、グループホームと入所施設の違いは、建物の規模感が大きな違いがあるかと思えます。平均して、グループホームの場合は10人以内ぐらいの規模かと思えますけれども、施設入所の場合は50人という規模ということでその違いがある。

それと施設入所の場合は、基本的に入所の施設の中で昼と夜の生活というのが完結するようになっていますけれども、グループホームの場合は、日中活動は別のところに行って、夜はグループホームに帰ってきたりとか、そういったことが前提となっており、その違いがございます。

グループホームで生活される方でも、週末はご実家に帰られる方もいらっしゃいますので、その辺はその方の状況に応じてということになります。以上でございます。

会長：よろしいでしょうか。

委員：分かりやすく教えてくださいまして、ありがとうございます。

会長：その他ございませんでしょうか。

では、私からですけれど、グループホームについて、平成30年の1,024人から令和2年が1,331人ということで、300人増加している。かなり前から、グループホームというのは施設の方が運営されたりとかもされるんですけど、費用対効果がとても難しいところがあったり、運営が難しいところがあることをこの議論の中でも伺っていたんです。けれども、こういうふうに急に増えてきたというところは、何らか施策面でのサポートとか秘訣みたいな、良くなったということで何らかあったら教えていただけたらありがたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

事務局：障がい福祉課長です。ご意見ありがとうございます。

国も報酬を徐々に改定してきているということと、福岡市では最初の設置費補助ということで150万、重度の方が多ければ300万というような、最初の備品とか改修とか、そういったのに当てられる助成を実施しているところでございます。最近、徐々にグループホームも増えてきている状況だと認識しております。以上でございます。

会長：ありがとうございました。グループホームへの支援というのが随分充実してきたというところで、地域生活が可能になってきているということで、ありがとうございます。

そのほかご質問ございませんでしょうか。ご意見も承りたいと思います。いかがでしょうか。

委員：就労のところで福祉施設から一般就労への移行が目標よりも多かった、就労移行支援事業の利用者は目標には届かなかったけどそれなりに増えたことで、一般就労に移行している人が増えているのは大変結構なんです。

一方で、一般就労できない障がい者が比較的重い人たちがいらっしゃるので、就労Bとかそういうところで活動している人たちの就労も、目標になっていないのかもしれないですけども、そういう就労活動もきちんと評価していただくことも大事なのかなど。就労しない人は駄目な人という、妙なことにならないように配慮してほしいなと思います。

会長：大変貴重なご意見ありがとうございます。さまざまな障がいや重症度に応じて働く形というのはさまざまで、もちろん一般就労に向けてということは非常に重要なんですが、そういうところにも目を向けながら評価だとかサービスを考えていく必要があるというご意見ではないかと思います。どうもありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。就労ということですが、何かご意見があったら教えていただければと思いますが。

委員：経済界では、この2年間のコロナの影響が一般的に非常に増大しておりまして、そういう中で福祉施設から一般就労の方々への移行についてはどうなんだろうかと、十分に感染症の影響もある中で行き届いているだろうかというのが関心事でございました。

ただでさえコロナの影響で、世の中の構造が変わっており、一方でITとかDX等も影響がある。そういう中で、福祉施設におられる障がいをお持ちの方々について行き届いているかなと思いましたが、順調に進んでいるということでありますので一安心しました。

ただ、コロナに限らず感染症とかいろんなこれから予期しない事態が発生していくと思いますので、障がい福祉計画も、それこそ障害がある中で順調に進んでいくことを希望、期待をしております。以上でございます。

会長：貴重なご意見ありがとうございました。一般的な就労もいろんな困難が生じていると伺ってましたので、今回の計画の中で着実な成果が出たということは、私たちも大変うれしいと思っております。

また、先ほどDXやIT活用というところで、最近、新聞報道等でも福岡市にできる就労支援の場で、プログラミング等の強みを生かしていくという考えの方針もあったと伺っております。今後ともいろいろな時代の影響を受けるとは思いますが、より良い方向にと願うところです。

委員：先ほどの指摘とも重なりますが、こういう利用者数とか施設の数とかそういう評価だけではなくて、サービスの内実を評価できるような工夫も今後検討していただければ

など思うことが1点。

もう1点は、評価が全て○とか◎というふうになって、着実に進んでいるんでしょうけど、福岡市というのは非常に力のある都市なので、もっと野心的な目標値を掲げて、福祉都市福岡市と胸を張って誇れるほどの都市にしていただければと考えております。以上です。

会長：どうもご意見ありがとうございます。やはりサービス、数の充実も大切ですけど、質をどういうふうにといいるところで、今後とも私たちがいろいろ考えて、行政の方々と一緒に評価というものについても考えていかないといけないということで、ありがとうございます。

委員：(2)のところで、精神障がいの方、入院されている方が退院されるというところで地域移行支援という話が出ていますけれども、資料で付けていただいている4ページ目のところで「主な活動指標」、右下のところで「サービスの利用者数」というふう但实际上に数字を挙げていただいているんですが、このうち精神障がいの方がどれくらいの数入っているのかというのがよく分からない。これは多分、再掲というふうに挙がっているので、全ての障がい者の方の人数を挙げていただいているんだと思いますが、精神障がいの方がどれくらい退院して地域に移行しているかということも、私としてはぜひ知りたいと思っています。できれば数字を出していただければ助かるなと思った次第です。感想だけですけれども以上です。

会長：ありがとうございます。いかがでしょうか、ご回答ございますでしょうか、そのご説明は。

事務局：障がい福祉課長です。今お話がありました地域移行支援と定着の再掲のところの数字は、おっしゃるとおり障がいの種別ごとの内訳が、ここでは記載をしておりますので、また検討させていただきたいと思います。以上です。

会長：ありがとうございます。

委員：小児医療の立場から聞くと障がい児支援の発達支援センターがたくさんできて設置されたのは、必要としている子どもたちが多いのだと思います。利用する人たちに、これだけ設置されているセンターの情報がきちんと届くことが利用者を増やすことにつながると思うんですが、なかなかやはりご存じないんです。情報が市民に行き渡っていないところがあるかなと感じています。

ぜひこういった施設があるんだという情報が、保育施設それから教育現場、そういったところに情報がきちんと伝わるような仕組みも評価していただければと思いました。以上です。

会長：大変貴重なご意見ありがとうございます。たくさんサービスを受けれるところは数としては充実してきているんですけれども、必要な人にどう情報を届けていくかということについて、必要な人ほど見えなくなっていったって、助けがないと行くところが分からないというようなことがないように、さまざまなルートを通じてこういう情報をぜひ子育て中のお母さまや保育園・幼稚園・学校の先生等にも届くようお願いできたらと思います。

委員：「第5期福岡市障がい福祉計画の最終報告」は長い間ずっといろんな議論がなされて、この書き方で皆さんが理解しているが、障がい者は、身体障がい者がおられて、精神障が

い者がおられて、知的障がい者がおられて、それぞれの分野でさまざまな取り組みをしており、素人には伝わりづらい。「精神障がいにも対応した」ということは、「にも」ということなので他のことも含んでいるが、どういった施設があって、その上で精神障がい者にもこういったことで対応できるんだというのは、素人には分かりにくい話だと思います。

恐らく市民の皆さんには伝わりづらいと思います。なので、ここはもう少し分かりやすくというか、どういった施設で、どういったことに対応して、その入所者がどうで、そしてその人たちがどう社会復帰をしていったのかというようなわかりやすいものにしてほしいと思います。

会長：どうもありがとうございました。

それでは時間となりましたので、事務局にお返ししたいと思います。

事務局：会長、ありがとうございました。今、委員の皆さま方からさまざまなご意見を頂戴いたしました。現時点で、事務局で少しお答えができるところだけ、総括的に一言だけまとめさせていただきます。

委員の皆さま方から、福祉計画は数値での評価に限らず、質をもう少ししっかりと評価をしていきなさいというご意見も頂戴いたしまして、この辺はこの福祉計画自体が数値目標を定めるものというところなものですから、ある程度の限界はございますけれども、一方で実態調査など定量的、また定性的な評価ができるような資料も私どもで入手できますので、そういったものを踏まえてまた活用させていただきたいと考えてございます。

それから、特に就労という面で、重い方がB型なんかですごく頑張っているというお話いただきました。これは一昨年からのコロナの状況において、私どもは非常に痛切に感じております。イベントですとか販売会の機会が減って、売り上げが減っている、工賃が減っているというお話も随分と頂戴をいたしております。この点もしっかり頑張りたいと考えてございます。

それからグループホームについて、人数が増えているということでお褒めの言葉も頂戴いたしました。実は重度の方にもできるだけ地域で生活していただきたいということで、令和2年度から新たな重度の方を受け入れていただいたグループホームには、お1人に付き確か67万円の運営費の補助をお出しするような制度も作りました。こういったことで、単にグループホームの人数が増えているということに限らず、重度の方にもより多くグループホームで地域の生活をしていただけるということを整えていきたいと思っております。

最後に障がい者の福祉、これは確かに今ご指摘いただきましたとおり、身体・知的・精神、最近では発達・高次脳・強度行動障がい、さまざまな障がい、そして程度が多岐にわたっておりまして、それぞれに制度がございます関係で、資料がどうしても分かりにくくなっている。これは障がい福祉を長くすればするほど、原点を忘れてしまうところのご指摘かと思われました。今後市民の皆さま方により分かりやすい資料を、また努力をさせていただきたいと考えてございます。本日は本当にありがとうございました。

それでは以上をもちまして、令和3年度第3回福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

会長：ありがとうございました。